

京都市告示第 512 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 2 月 21 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|----------|---------------------|-------------|---------------|--------------------|
| 神山岩倉停車場線 | 左京区静市市原町842番地の6地先から | 旧 | メートル 66.80 | 5.75 ～メートル 6.70 |
| | 同町818番地の2地先まで | 新 | 66.80 | 5.40 ～ 20.22 |

(建設局道路部道路明示課)